

食品衛生法改正に伴う条例改正等について

平成 30 年 6 月に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が成立し、令和 2 年 6 月に HACCP(ハサップ)に沿った衛生管理の制度化等が施行され、令和 3 年 6 月に営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設等が施行されることから、「食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例」の改正等を行うこととしたので報告します。

1 これまでの経過

平成30年 6 月	「食品衛生法等の一部を改正する法律」公布
令和元年10月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」(令和元年政令第121号)及び「食品衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令」(令和元年政令第122号)「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」(令和元年政令第123号)公布
令和元年11月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(令和元年厚生労働省令第68号)公布
令和元年12月	「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」(令和元年厚生労働省令第87号)公布

2 食品衛生法の改正内容及び改正等を予定する条例

法改正の内容	法の施行	改正等を予定する条例
①広域的な食中毒事案への対策強化	H31. 4	—
②HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理の制度化	R2. 6	・食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例
③特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集	R2. 6	—
④国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備	R2. 6	—
⑤営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設	R3. 6	・食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例 ・ふぐ取扱い及び販売条例 ・魚介類行商等に関する条例(廃止) ・食の安全・安心の確保推進条例
⑥食品リコール情報の報告制度の創設	R3. 6	・食の安全・安心の確保推進条例